

書面で明示すべき労働条件とは。

いつもお世話になっております。

USJが絶対天国のようですか(高い!!)、TDLやサリオピューロランド、ジブリ美術館など、関東近郊はなんて素晴らしい環境なんだ!とつくづく思っています。さらにU-シイパークまでできるなんて…。関西もどんどん追いつき追い越せて作ってほしいです…。

さて、従業員を雇い入れるとき、どんな就業形態であっても「労働条件」を明示しなければいけません。



その中でも特に押さえておきたい「書面の交付」が必要な事項は以下の通りです。

- ① 労働契約の期間
- ② 就業の場所・従事する業務の内容
- ③ 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ④ 賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

また、有期労働契約を結ぶ場合は、上記に付け加え、

- ① に追加 更新する場合の基準
- ⑥ 昇給の有無
- ⑦ 退職手当の有無
- ⑧ 賞与の有無
- ⑨ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 *H27.4.1~

の明示が必要です。

貴社の『労働条件通知書』には明示しておりますでしょうか。

違反の場合は罰金刑もあります。いま一度ご確認をよろしくお願い申し上げます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。